

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT
TFG ニュースレター
2019.10 No. 338

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
E-mail info@tfgr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 被災した時の税の優遇制度
- II. 消費税の軽減税率制度
- III. 協調融資の活用術

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 戦略経営セミナーのご案内

I. 被災した時の税の優遇制度

— 個人所得税軽減策等 —

昨今、われわれの日常生活が自然災害の猛威にさらされる機会が増えてきているようです。その結果、原状回復のために想定外の出費を余儀なくされるケースが増えてきています。そのような場合に所得税の負担はどうなるのか？

今回はそんな場合の所得税軽減策をご紹介します。

■軽減策は2種類ある

自然災害に遭い住まいや家財に損害が生じてしまった場合に受けられる所得税の軽減策としては「雑損控除」と「災害免除法の適用」の2種類が考えられます。

雑損控除とは本人または本人と生計を一にする者（この「本人と生計を一にする者」とは、確定申告や年末調整の際に検討する配偶者控除や扶養控除での「本人と生計を一にする者」と同じ概念です）が有する住宅や家財（時価30万円超の貴金属等や書画・骨董などは対象外になります）に損害が生じた場合に以下の1、2の多いほうの金額をその年分の所得から控除されるものです。

1. 損害額（保険や賠償金等で填補された部分を除きます、以下同じ）及びその被災に起因して支出することになった金額の合計額からその年分の所得の10分の1を差し引いた金額
2. その被災に起因して支出することになった金額から5万円を控除した金額

もう一つ、災害免除法の適用とは被災した住宅や家財についてその時価の2分の1以上の損害額が生じている場合に、その年分の所得が1000万円以下の者に対し所得に応じその年分の所得税を軽減するものです。

- ・所得金額500万円以下の場合 全額免除

- ・所得金額500万円超750万円以下の場合 2分の1軽減
- ・所得金額750万円超1000万円以下の場合 4分の1軽減

なお、その年分の所得が1000万円超の方につきましては、災害免除法の適用はありません。

■適用を受ける場合の注意点

このように自然災害に対して税負担の軽減策を設けてはいますが、適用に際しては以下の点に注意が必要です。

- ・この2つの制度はどちらかを選択して受けることになり、併用することはできません。2つとも適用できそうな場合には税額が少なくなる（=還付額が大きくなる）方法を選んでいただくこととなります。
- ・いずれの制度を適用する場合でも、必ず確定申告で申告していただくこととなります。特に給料だけの場合、これらの制度は年末調整に反映させることはできませんので、年末調整時に発行される源泉徴収票とこれら被災に関する資料等に基づき改めて確定申告を行っていただくこととなります。

今回ご紹介させていただいた2つの制度は頻繁に出てくるものではないため、とかく忘れられがちです。ですが、これらの制度を適用することで被災した場合には相当額の税軽減が見込まれます。本年のみならず今後においても自然災害が発生した場合には是非とも心に留めておきたいものです。

II. 消費税の軽減税率制度

— 5つのポイント —

今月から消費税の税率が10%に引き上げになる一方、飲食料品などの税率を8%とする軽減税率の制度が始まりました。混乱が予想されますが、ポイントを押さえれば判断は難しくありません。軽減税率制度の5つのポイントについて確認していきます。

■ポイント1：軽減税率の対象は2分野

軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の対象

- 酒類・外食等を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの、電子版を除く）

■ポイント2：飲食料品の「範囲」をまず確認！

軽減税率の対象となる飲食料については、まず「範囲」を確認します。

- 飲食料品…食品表示法に規定する食品。人の飲用または食用に供されるもの。
 - ・8%軽減税率対象：テイクアウト、宅配・出前
 - ・10%軽減税率対象外：酒類、外食、ケータリングなど、医薬品・医薬部外品など

■ポイント3：「外食」かどうかは「役務の提供」か「単なる譲渡」かで判断

役務の提供(10%) 外食…飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供。

ケータリング…相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供。

単なる譲渡(8%) テイクアウト…飲食店業等が行うものであっても、単なる「飲食料品の譲渡」であり、軽減税率の対象となる。

宅配・出前…飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う譲渡は単に飲食料品を届けるだけのものとなり、軽減税率の対象となる。

■ポイント4：軽減税率の適用の判定は取引時点で

軽減税率が適用されるかどうかの判定は、お店など事業者側が「課税資産の譲渡等を行うとき」、つまり、飲食料品を提供する時点(取引時点)で行います。

ファーストフード店などでの「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

■ポイント5：例外事項

以下は軽減税率の対象になります。

●有料老人ホームで提供される食事

…1食につき640円以下、その日の累計金額が1,920円に達するまでなどの条件を満たす場合(税抜)

●小中学校の給食…学校教育法の「義務教育諸学校」の設置者が児童または生徒のすべてに対して学校給食として行う場合。

■ケーススタディ

具体的なケースで軽減税率についての理解を深めて下さい。

10%…みりん(みりんは酒類)、セルフサービスの立ち食いそば店、コンビニエンスストアのイートインコーナー、大学の学生食堂(「学校給食」には該当しない)

8%…みりん風調味料、ノンアルコールビール、トクホのお茶、屋台の焼きそば(飲食設備がなければ単なる譲渡)、新幹線のワゴン販売のお弁当

■「ポイント還元制度」もスタートします

消費税率引き上げによる消費の落ち込みを防ぐため、中小店舗でのキャッシュレス決済時に5%を消費者に還元する制度も今月から始まりました。期間は9ヵ月間で、クレジットカード、QRコード、電子マネーなどが対応予定。軽減税率によって税率8%の食品なども対象となります。

■最後に

軽減税率の導入直後からしばらくは、小売店や飲食店などで混乱が生じることが考えられるため、システムや経理業務への対応、補助金の手続き、従業員や店員への教育など事前の準備が欠かせません。本記事も参考にスケジュールを組んで進めていくことをおすすめします。



厚生労働省情報コーナー

■「老後 2,000 万円問題」で改めて退職金制度に注目？

内閣府が 8 月 30 日に公表した 2019 年度の「国民生活に関する世論調査」結果によれば、現在の資産や貯蓄について「不満」「やや不満」は 0.8 ポイント減の計 45.6%で、所得や収入については 3 年連続で「満足派」が「不満派」を上回る結果となっています。内閣府政府広報室によると、資産や貯蓄に関する不満が高まった理由に、「老後 2,000 万円問題」が影響した可能性はあるということです。

そうした中、厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人年金部会で検討された、個人確定拠出年金（以下、iDeCo という）の制度見直し案にも関心が高まっています。同部会では、すべての会社員が iDeCo に加入できるようにするとともに、現在の 60 歳から 65 歳へと加入可能年齢を引き上げる等の見直しを含む改正法案を来年の通常国会に提出することを目指しています。

Ⅲ. 協調融資の活用術

—上手な資金繰りの秘訣—

ひとつの企業に対して日本政策金融公庫と民間金融機関が共同で融資する「協調融資」が増えています。2018 年度は 3 万 768 件で前年比 33.3%増、融資額は 1 兆 2929 億円で前年比 72.3%増にもなっています。

年間 3 万件利用されているとはいえ、経営者の中には「どのような融資なのか全く知らない」という方も少なくありません。そこで今回は協調融資について取り上げます。

■大規模投資で利用

協調融資は一般的に、金額の大きな融資で利用されます。特に、工場建設や大規模な機械更新などの設備資金の調達では重宝されます。

工場を建てるには土地取得と工場建設のための費用が必要です。用意しなければならない資金が数億円から数十億円になることも珍しくありません。そこまでの規模の融資となると、メガバンクであれば単独で融資することも可能ですが、メガバンクと比べて資本力がない地域金融機関の場合は融資がしにくいのが実情です。企業が不動産担保を用意したとしても、あるいはその企業が優良取引先であったとしても、地域金融機関はリスクの観点から融資に消極的になってしまいます。単独では貸し出せないのが、協調融資の利用を勧めるというわけです。

なお、協調融資の定義は複数の銀行が共同で融資をすることであり、3 行以上が一緒に融資するケースもないわけではありませんが、通常は 2 行だけで行われるのがほとんどです。また、協調融資の際の金利や借入期間、担保、保証などの融資条件は、原則的に全ての金融機関が足並みをそろえるのが一般的です。

■協調融資のメリット

会社にとっての協調融資のメリットは、先ほどお伝えしたように、地域金融機関単独では認められにくい巨

額の融資を受けられることです。また、多額の融資が必要な会社でも効率的に話し合いを進められるのもメリットです。協調融資であれば金融機関同士で連携しているため、会社はそれぞれの金融機関に同様の説明をしなくても済むようになります。

一方、金融機関のメリットはリスク分散できる点です。巨額な融資となる設備投資案件について仮に回収できなくても、複数の金融機関で負担を分け合うこととなります。

また、設備投資のための借入金は前向きな資金です。先ほど例に挙げた工場建設でいえば、新たな雇用を生み出す案件でもあり、金融機関としては地域活性化に貢献できるということもあります。

■協調融資のデメリット

企業にとってのデメリットは、複数行が連携して審査を進めていくので、単独での融資と比べて審査に時間がかかってしまうことです。そもそも設備投資に関する貸し出し案件は、設備投資計画の妥当性の判断や不動産の評価に時間がかかるので、企業側は長期の審査を覚悟しなければなりません。

なお、金融機関のデメリットは、自行だけが関与できたはずの貸出先について、新規行の参入を許してしまうことがある点です。将来的に融資シェアを奪われていくリスクを背負うこととなります。

■協調融資の3つのタイプ

協調融資のタイプには、1. メイン行+政府系金融機関、2. サブ行+政府系金融機関、3. メイン行+サブ行という3つがあります。「サブ行+サブ行」の組み合わせも考えられますが、実務上はほとんどないため、ここでは考慮しません。

1. メイン行+政府系金融機関

最も理想的な組み合わせがメイン行と政府系金融機関の協調融資です。民間金融同士の場合はライバル行同士となってしまう、意思疎通の際に障害が出るおそれがあるためです。民間金融機関のメイン行が政府系金融機関と組めば、お互いにライバル意識はないため、意思疎通がスムーズに進んでいきやすいのです。

2. サブ行と政府系金融機関

サブ行と政府系金融機関の組み合わせで協調融資を受ける際には、メイン行との付き合いについて注意が必要です。仮にメイン行に設備資金の需要などに関する打診をせず、サブ行と政府系金融機関の協調融資を進めてしまうと、メイン行との関係性が悪化してしまう可能性が高いのです。そのため、事前にメイン行に相談することは必須です。その際にメイン行が新規の設備投資需要に応えられない判断をしたのであれば、サブ行を絡めた協調融資を受けても問題ありません。なお、メイン行は遅くとも企業の今期の決算書を徴求する時点で、借入残高や明細欄によって協調融資が実行されたことを把握します。

3. メイン行+サブ行

民間金融機関のライバル同士であるメイン行とサブ行の組み合わせで協調融資が行われることもあります。ただ、協調融資は調達額が巨額のケースが多く、メイン行としてはサブ行の融資シェア拡大や新規行の参入を許してしまうこととなります。そのため実現しにくいのが実情です。



今月のブックマーク

遠出で車を使うとき、高速道路を使うことがあります。ETCが普及し、高速道路の料金所は以前ほど並ばなくて済むようになりました。都心では高速網が複雑で、どのルートを通ればいいかがわかりにくいこともあり、最近ではインターネットで気軽に調べることもできます。ぜひご覧ください。

「高速料金・ルート検索 ドラぷら」

<https://www.driveplaza.com/dp/SearchTop>

「なにわマーケティング大学 2019」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成23年度より開講し、9年目となる講座が本年度も6月から開講されています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてから更に考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいかがでしょうか。

【講座名】 ・売れるマーケティング基礎講座 ・売れるブランディング講座
・売れるプライス戦略講座 ・売れるWebマーケティング講座
・売れる販促広報実践講座 (5つの講座から自由に選択可)

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員30名(有料)
※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

【会場】 マイドームおおさか4階 セミナー室ほか

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFG 検索

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐